

敦賀市オフィス立地機会創出支援業務 委託仕様書

1 委託業務名

敦賀市オフィス立地機会創出支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

敦賀市（以下「本市」という。）では少子化・高齢化の進展に伴い、各種産業の担い手の減少や経済規模の縮小など、産業振興に関する課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、若年層を中心とした市民の就労選択肢の増加や移住・定住に繋がる多様な雇用の提供が重要となっている。

本業務は、本市が持つ地域資源や産業特性を活かしつつ、域外企業が市内へ進出する意義を明確化し、オフィス立地の機会を拡大することを目的として実施するものである。

これにより、継続的なオフィス誘致体制の構築と、地域産業の活性化を図る。

4 業務内容

本市におけるオフィス誘致を一層推進するため、企業が本市へ進出する理由を創出し、立地機会の拡大につなげることを目的として、以下の業務を実施するものとする。

(1) ビジネステーマの抽出

ベンチャーやスタートアップ企業が本市で新規事業を展開する際の魅力となり得る、敦賀市ならではのビジネステーマを抽出すること。

域外企業のニーズ調査や市内企業・関係団体との意見交換などを通じ、企業に訴求可能なテーマを洗い出し、整理すること。

(2) ビジネスプランの作成支援

前項で設定したテーマの有効性および実現性を検証するため、対象となる企業を域外から呼び込みつつ、実際の進出を想定したビジネスプランの作成を支援すること。

ビジネスプランの作成にあたり、企業との伴走支援、課題整理、外部関係機関との調整等を行うものとする。

(3) 翌年度以降のオフィス誘致事業への提案

本業務全体を通じて得られた知見、課題、企業の意見等を踏まえ、次年度以降のオフィス誘致事業の方向性および支援体制の構築を検討し、以下を中心に提案を行うこと。

- ① 誘致対象となり得る企業リストの作成
- ② 誘致から定着までを見据えた支援体制の構築
- ③ 進出企業の受け皿となるオフィス物件の検討

5 成果物

業務が完了した際は、契約期間内に以下のとおり提出すること。

- (1) 報告書（参考資料を含む、A4サイズ） 2部
- (2) 報告書データ一式 CD-R等にて提出
- (3) その他報告書作成にかかる根拠資料、参考資料、成果品など

6 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次に掲げる法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方自治法及び同施行令
- (2) 敦賀市財務規則
- (3) その他関係法令等

7 業務の進め方

受託者は、業務開始前に本市から業務の進め方の承認を得たうえで業務を開始すること。また、業務完了まで月1回以上、適宜協議・調整を行いながら進めることとする。

8 成果物の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾なく他に公表、貸与又は使用させてはならない。成果物に係る著作権は、本市に全て帰属するものとし、受託者はこれを公開してはならない。

9 再委託の禁止

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを本市に提出するものとする。

10 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例、敦賀市個人情報の保護に関する

る法律施行規則及びその他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間中又は契約期間外も同様とする。

11 損害賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

12 委託料の支払い

業務完了後、成果物の検査に合格した後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いにより、委託料の全額を支払う。ただし、本市が必要と認めるときは、受託者の請求に基づき概算払いをすることができる。

13 その他

- (1) 受託者が、業務履行に当たり、仕様書に記載されている事項を行わない場合は、契約期間の途中においても契約解除することができるものとする。なお、契約解除となった場合は、本市は受託者に対し、一切の費用を支払わないものとする。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議すること。
- (3) 業務実施にあたり、疑義が生じた事項については、本市と協議のうえ対応すること。